

給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税について

給与所得者に対する定額減税に関して、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、その主たる給与の支払者のもとで、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われ、給与の支払者は次の事務を行うこととなります。

- ① 月次減税事務…令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務
- ② 年調減税事務…年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務

国税庁では、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイトを開設し、制度周知用パンフレットやQ & A等を掲載（掲載情報は随時更新）しています。

定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



制度に関するお問い合わせは・・・

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

電話番号：0570-02-4562 受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）